

四日市市告示第124号

四日市市デマンドタクシー実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市デマンドタクシー実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市デマンドタクシー実施要綱（令和3年四日市市告示第449号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第2条 デマンドタクシーを利用できる者は、次の(1)から(3)までの要件に該当し、<u>かつ(4)又は(5)のいずれかの要件に該当する個人とする。</u></p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5)<u>利用の申請の時点で満18歳以上69歳以下であり、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する第一種運転免許（ただし、大型特殊自動車免許、小型特殊自動車免許、牽引免許を除く。）を保有していないこと。</u></p> <p>(利用登録の申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の申請は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行う。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) オンライン申請方式 市が指定する申請画面から記入事項を入力し、申請者の顔写真<u>その他必要な書類</u>をアップロードした後、市に電子申請する方式</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 デマンドタクシーを利用できる者は、次の各号の<u>全て</u>に該当する個人とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(利用登録の申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の申請は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行う。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) オンライン申請方式 市が指定する申請画面から記入事項を入力し、申請者の顔写真をアップロードした後、市に電子申請する方式</p>

(利用登録証及び利用券の交付)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに第2条に規定する要件を確認し、該当すると認めるときは、利用登録証(第2号様式)を交付し(ただし、初回の利用登録の場合に限る。)、かつ、予算の範囲内において、利用券を96枚交付するものとする。

2 (略)

第8条 利用者が利用券を利用する場合は、利用登録証を携行し、精算時に乗務員にこれを提示しなければならない。

(利用登録証及び利用券の交付)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに第2条に規定する要件を確認し、該当すると認めるときは、利用登録証(第2号様式)を交付し(ただし、初回の利用登録の場合に限る。)、かつ、予算の範囲内において、利用券を96枚交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、最大96枚を追加交付する。

2 (略)

第8条 利用者が利用券を利用する場合は、利用登録証を携行し、精算時に乗務員にこれを呈示しなければならない。

第1号様式を次のように改める。

令和 年度四日市市デマンドタクシー 利用登録申請書

(あて先)四日市市長

申請日 年 月 日

申請者

氏名	フリガナ	写真（縦4cm×横3cm）の貼付 写真の裏面に 氏名を記載 してください 申請者本人が正面を向いた写真。 6か月以内に撮影したものであること。 普通紙に印刷したものも可。 ※すでに利用登録証をお持ちの方は、写真の貼付は不要です。
住所	〒 四日市市	
生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日	
電話番号	— —	
運転免許の 保有状況	<input type="checkbox"/> 保有中 <input type="checkbox"/> 返納または失効 <input type="checkbox"/> 未取得	

承諾事項	次の事項を承諾し、申請します。 1. この申請に係る本人確認を行うため、市の保有する申請者に関する個人情報（住民基本台帳情報のうち住所、氏名、生年月日）を利用することに同意すること。 2. 市が必要に応じて実施する公共交通に関する調査に協力すること。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

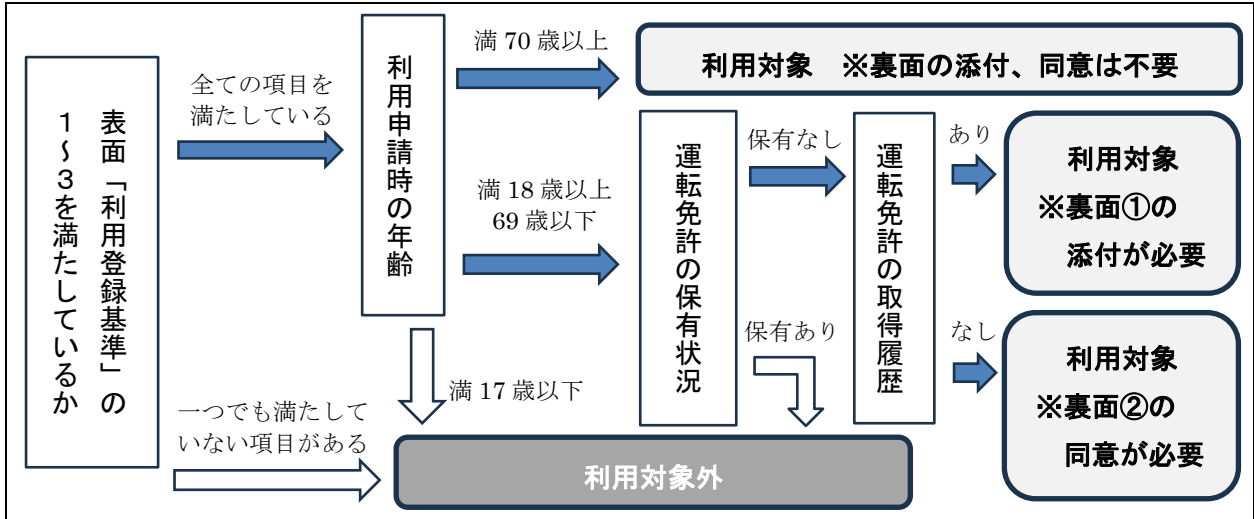
利用登録 基準	次の1～3をすべて満たし、かつ、4、5のいずれかに該当すること。 1. 四日市市内の市街化調整区域内に住所を有すること 2. 最寄りの鉄道駅から直線距離で800メートル以上離れたところに住所を有すること 3. バス停から直線距離で300メートル以上離れたところに住所を有すること 4. 利用申請の時点で満70歳以上であること 5. 利用申請の時点で満18歳以上69歳以下であり、運転免許を保有していないこと
------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

四日市市使用欄(記入しないでください。)

受付日	基準確認	登録
	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	<input type="checkbox"/> 駅	
	<input type="checkbox"/> バス停	利用者番号
	<input type="checkbox"/> 年齢	
	<input type="checkbox"/> 証明書写または同意	

※裏面あり

申請フロー図



①. 運転免許の取得履歴がある人（免許返納者等）

運転経歴証明書または申請による運転免許の取消通知書の写しを添付してください。

表面 貼付	裏面 貼付
-------	-------

※「申請による運転免許の取消通知書」は、この用紙に張付けず別紙にて写しを提出してください

②. 運転免許の取得履歴がない人

（運転経歴証明書等の取得ができない人を含む。ただし、免許停止中の者を除く）

以下の宣誓書の内容をご確認の上、同意欄にチェックしてください。

宣誓書

私は、令和 年度四日市市デマンドタクシーを申請するに当たり、私の運転免許保有状況に関する情報に虚偽がないことを宣誓します。

また、利用登録後に運転免許を取得した場合、運転免許取得後は四日市市デマンドタクシーの利用は致しません。

なお、虚偽が判明した場合には、四日市市デマンドタクシーの利用金額の返還請求に応じ、異議を申し立てません。

上記内容に同意します。

※チェック欄に記入がない場合、利用登録ができません。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(都市整備部都市計画課)